

福岡市公報

平成28年 3 月24日 第6288号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡都市計画ごみ焼却場の変更 (第69号)	1
○通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路の指定 及び通行方法 (第70号)	2
○公文書に使用する電子印に関する告示の一部改正 (第71号)	2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (第73号)	3
○開発行為に関する工事の完了 (第74号)	3
○開発行為に関する工事の完了 (第75号)	4
東 区	
○自動車臨時運行許可番号標の失効 (告示第 3 号)	4
正 誤	
○平成 3 年 3 月25日付第3904号中正誤	4

告 示

福岡市告示第69号

都市計画法第21条第 1 項の規定に基づき、都市計画を次のように変更したので、同条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示する。

なお、都市計画法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、その図書を次の場所において本告示の日から公衆の縦覧に供する。

平成28年 3 月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 都市計画の種類及び名称並びに変更の内容
福岡都市計画ごみ焼却場 3 号クリーンパーク南部工場の廃止
- 2 縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市役所 (住宅都市局都市計画部都市計画課)

福岡市告示第70号

車両制限令第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を定めるので、車両の通行の許可の手續等を定める省令第2条の規定により公示する。

平成28年 3 月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定する道路の路線名及び区間

市道

路線番号	路線名	区 間
博多9068	下月隈板付線	博多区西月隈四丁目892番2地先から 同 西月隈五丁目697番1地先まで

2 指定する期日

平成28年 4 月 1 日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

福岡市告示第71号

福岡市公印規則第9条の2第3項の規定に基づき、公文書に使用する電子印に関する告示（平成4年福岡市告示第21号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行

する。

平成28年 3 月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

第 1 項の表家賃減免承認・不承認通知書の項の次に次のように加える。

屋外広告物許可書	市長印	2	正方形	20	屋外広告物関係許可用
----------	-----	---	-----	----	------------

公 告

福岡市公告第73号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第 3 項の規定に基づき公告する。

平成28年 3 月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市中央区平尾四丁目276番 1 及び276番 2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区平尾二丁目15番23-1201号
中島 幸英
中島 美穂
福岡市南区平和一丁目 1 番 1 -503号
木原 和哉
福岡市東区千早四丁目15番12-410号
安達 拓未
福岡市中央区平尾五丁目11番43-402号
黒田 充伸
黒田 希木子
福岡市博多区諸岡三丁目27番12-702号
岩本 信一
福岡市早良区西新二丁目 9 番 1 -701号
松坂 徹也
福岡市博多区御供所町 2 番63号あなぶき博多ビル
あなぶき興産九州株式会社

福岡市公告第74号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第 3 項の規定に基づき公

告する。

平成28年 3 月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市城南区片江四丁目32番 1 から32番22まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府豊中市新千里西町一丁目 1 番 4 号
パナホーム株式会社

福岡市公告第75号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第 3 項の規定に基づき公告する。

平成28年 3 月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市西区大字田尻683番 1 , 683番 5 及び683番 6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市早良区有田二丁目10番20号
社会福祉法人 松愛会

東 区

福岡市東区告示第 3 号

自動車の臨時運行許可番号標が失効したので、次のように告示する。

平成28年 3 月24日

福岡市東区長 小 西 眞 弓

自動車の臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
福岡19-58 福岡	平成28年 2 月 3 日

正 誤

発行年月日	公報番号	ページ	箇所	正 誤	
平成 3 年 3 月25日	第3904号	7	下から 14行目	誤	管主者
				正	管守者